

# 9条支える共通の思い

戰  
爭  
法  
規

今回の安保法案（戦争法案）の審議のやり方は、非常に問題です。

「選舉＝財意」とは書かれていました。必ずしも  
なこと思っています。

集団的自衛権行使の「限定的な認可」といふますが、結局は、「新3要件」に照らして「総合的に判断する」というまことに判断する」というまことに判断する。政策的、軍事的な判

対象とされる危険性が高くなります。自衛隊が攻撃を受けた場合、個別的自衛権の発動で武力行使に及ぶ可能性も考えられます。

研究者の頭平慶吉先生が  
言わされたように「の條は  
生きていく」のです。そ  
れを支えてきたのは、今  
までの平和運動であり、  
それに影響されてきた私

的自衛権の行使は憲法上許されなく」これを挙げておられます。

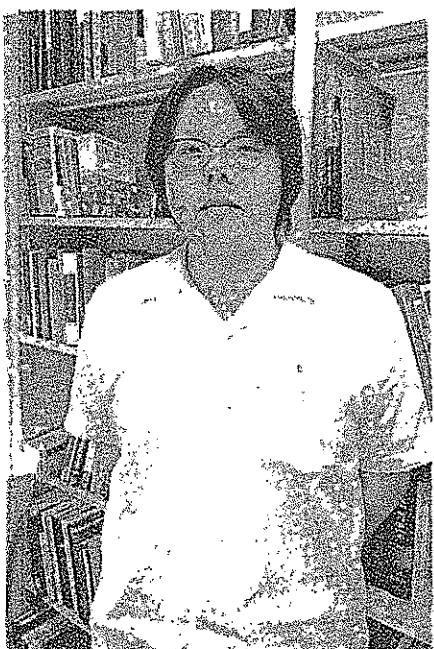
す。しかし、法案の説明が不十分で、民意を形成する上に大きな難しさが生じます。

断て行使の事例が大きく広がる恐れがあり、「限定」との説明は納得できません。

の「在憲」・「違憲」などの政治的立場は評価されませんでした。憲法の「法的安定性は確保法の条を空文化せしむ」としてしまったことを許さない方が共有します。しかし、1972年

人為的に形成する、現行の選挙制度の小選挙区比例代表並立制にも問題があります。昨年の総選挙で、自民党的得票率は、小選挙区で5割弱、比例では3割強にすぎないのに、議席は三分の一近く

埼玉大学准教授 中川



なかがわ・りつ 1980年東京生まれ。明治大学大学院法学研究科博士後期課程退学。専門は憲法学・教育法学。主にアメリカ合衆国を比較対象国として教育と憲法との関係について研究。

民意ここにある

までの平和運動であり、それに影響されてきた私たちの日常感覚だったと思います。

「限定的」な集団的「衛權の行使容認は、この「理由」自体を変え、72年見解の基本的論理を崩

国会前の反対集会で  
は、私もマイクを握りま  
した。多くの市民たちの  
「民意はいいにある」とい  
う声は、現政権に危機

法案を止めるために危険性の理解を進め、多くの人たちを巻き込み、継続的な市民運動につなげたい。

学生など若者をはじめ、感を抱かせるものですか。